

特定配当等申告書
特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税・県民税申告書） 付表

納税義務者	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷 太郎
	生年月日	1 9 9 0 年 1 月 1 日
	電話番号	0 9 0 - △ △ △ △ - □ □ □ □

関与税理士		
	担当者	
	連絡先	

記載例

1 確定申告した（損益通算前の）上場株式等に係る所得

		所得額	住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	500, 000 円	25, 000 円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等		-750, 000 円	50, 000 円

課税方式の選択となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等は、所得税 1 5 . 3 1 5 % と住民税 5 % の合計 2 0 . 3 1 5 % の税額があらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものが対象です。

所得税 2 0 . 4 2 % の源泉徴収のみ行われている所得は課税方式の選択の対象ではありません。

2 選択する課税方式に該当する番号の口にチェックをつけてください。

☐	① 上記の確定申告をした上場株式等に係る所得は、住民税では全て申告不要を選択します。
☒	② 上記の確定申告をした上場株式等に係る所得は住民税では下記のとおり申告します。

		所得額	住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	500, 000 円	25, 000 円
上場株式等の譲渡所得等		-1, 750, 000 円	円

【①及び②を選択する場合の注意点】

- （１） 申告又は申告不要の選択について
- ・ 特定口座（源泉徴収口座）内配当については、口座ごとに申告又は申告不要の選択が行えます。

※ 同一口座内の譲渡所得と配当は口座内損益通算が無ければ、申告又は申告不要の選択は別々に選択が可能です。

・ その他の配当については銘柄ごとではなく、１回に支払を受ける配当の額ごとに申告又は申告不要の選択が行えます。
- （２） 課税方式の選択について
- ・ 上場株式の配当等で特定上場株式等の配当等に該当するもの（大口株主等が受けるものを除く。）について申告をする場合には、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択することが出来ます。

※ 申告を選択した特定上場株式等の配当等の全てについて、総合課税による申告、又は申告分離課税による申告のいずれかとする必要があります。

（申告する特定上場株式等の配当等の一部を総合課税、残りを申告分離課税とすることはできません。）

・ 特定上場株式等の配当等以外の配当等を申告する場合は、総合課税を選択できず、申告分離課税となります。

・ 住民税には少額配当等（１銘柄について一回に支払を受けるべき金額「１０万円×配当計算期間の月数（最高１２か月）÷１２」以下であるもの）の申告不要制度はありません。

・ 配当所得につき申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用は受けられません。

・ 上場株式等の配当等につき総合課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算は行えません。

・ 課税方式の選択によっては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に差異が生じるため、所得税と住民税でそれぞれ繰越損失を申告する必要がありますので、併せて別紙「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」及び「上場株式等の譲渡損失明細書」を併せて提出してください。

※ 上場株式等の譲渡所得がない年でも、翌年に繰越するためには申告が必要となります。
- （３） 提出期限について
- ・ この申告書の付表は住民税の納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

・ 納税通知書送達後に提出があった場合は、原則課税方式を変更できませんのでご注意ください。

・ 提出の際は市民税・県民税申告書、確定申告書の控え、申告している配当等がわかる書類も併せて提出ください。

②を選択した場合は必ず裏面もご覧ください。

「② 上記の確定申告をした上場株式等に係る所得は住民税では下記の通り申告します。」を選択した方はそれぞれの特定口座又は1回に支払を受ける配当ごとに選択した課税方式の内容を記入してください。

所得税での申告

1	☒ 特定（源泉徴収）口座 ☐ 源泉徴収口座以外		
	証券会社の名称		〇〇証券株式会社
	特定上場株式等の配当等	総合課税	500,000 円
		分離課税	円
	上記以外のもの		円
	上場株式等の譲渡所得		円
口座内損益通算の有無		☐ 有 ☒ 無	



住民税での申告

☒ 下記の通り申告 ☐ 申告不要を選択		
特定上場株式等の配当等	総合課税	円
	分離課税	500,000 円
上記以外のもの		円
配当割額		25,000 円
上場株式等の譲渡所得		円
株式等譲渡所得割額		円

2	☒ 特定（源泉徴収）口座 ☐ 源泉徴収口座以外		
	証券会社の名称		△△証券株式会社
	特定上場株式等の配当等	総合課税	円
		分離課税	円
	上記以外のもの		円
	上場株式等の譲渡所得		1,000,000 円
口座内損益通算の有無		☐ 有 ☒ 無	



☐ 下記の通り申告 ☒ 申告不要を選択		
特定上場株式等の配当等	総合課税	円
	分離課税	円
上記以外のもの		円
配当割額		円
上場株式等の譲渡所得		円
株式等譲渡所得割額		円

3	☐ 特定（源泉徴収）口座 ☐ 源泉徴収口座以外		
	証券会社の名称		株式会社●●証券
	特定上場株式等の配当等	総合課税	円
		分離課税	円
	上記以外のもの		円
	上場株式等の譲渡所得		-1,750,000 円
口座内損益通算の有無		☐ 有 ☒ 無	



☒ 下記の通り申告 ☐ 申告不要を選択		
特定上場株式等の配当等	総合課税	円
	分離課税	円
上記以外のもの		円
配当割額		円
上場株式等の譲渡所得		-1,750,000 円
株式等譲渡所得割額		円

4	☐ 特定（源泉徴収）口座 ☐ 源泉徴収口座以外		
	証券会社の名称		
	特定上場株式等の配当等	総合課税	円
		分離課税	円
	上記以外のもの		円
	上場株式等の譲渡所得		円
口座内損益通算の有無		☐ 有 ☐ 無	



☐ 下記の通り申告 ☐ 申告不要を選択		
特定上場株式等の配当等	総合課税	円
	分離課税	円
上記以外のもの		円
配当割額		円
上場株式等の譲渡所得		円
株式等譲渡所得割額		円